

一般財団法人未来基金ながさき 評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人未来基金ながさき（以下、「当法人」という。）の定款第30条に基づき、評議員会運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(招集の手続)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 前項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第5条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(評議員提案権)

第6条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(定足数)

第7条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(評議員会の決議事項)

第8条 評議員会は、一般法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 役員又は評議員の選任又は解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等の額の決定及びその規則
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、法令の定めによるもののほか当該評議員会に係る招集通知に記載された評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、評議員が提出した議案については、この限りでない。

(議決)

第9条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任

- (2) 役員の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 基本財産の処分又は担保に提供する場合
 - (6) 一般財団法人の継続
 - (7) 合併
 - (8) その他法令及び定款に定められた事項
- 3 前項の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う。

(決議の省略)

第10条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第11条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとする。

(理事等の報告又は説明)

- 第12条 議長は、議題を付議した後、必要と認めるときは、理事に対し、その議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で、当財団の職員等補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。
- 3 一般法人法第180条の規定により評議員から招集のあった場合等一般法人法の規定に基づき評議員から議案の提案があった場合は、議長は、当該評議員に議案の説明を求め、理事又は監事に対してその提案に対する意見を求めるものとする。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しな

ければならない。

- 2 前項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置かなければならない。
- 3 議長及び評議員会に出席した評議員の中から評議員会で選任された議事録署名人2名が第1項の議事録に記名押印するものとする。

(欠席者に対する報告)

第14条 議長は、欠席した評議員に対して、評議員会の議事の要領及びその結果を報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局には、理事長が指名した事務局員がこれに当たる。

第5章 補則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(附則)

この規則は、2020年6月1日から施行する。